

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位: 百万円)

団体名 廿日市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
18,102	6,082	1,199	25,384

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	40,735	40,266	469	420	1,776	59,641	
漁港管理特別会計	37	19	18	18	-	-	
小規模下水道事業特別会計	120	120	-	-	12	-	
工業団地下水道事業特別会計	31	26	5	5	-	-	
墓地管理事業特別会計	51	51	-	-	20	2	
港湾管理事業特別会計	31	26	5	5	-	-	
市営住宅事業特別会計	262	257	6	6	77	878	
一般会計等	41,055	40,552	503	454	-	60,521	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金込額	備考
国民健康保険特別会計	12,458	12,452	5	5	1,134	-	-	
老人保健特別会計	11,352	11,469	△ 117	△ 117	878	-	-	
介護保険特別会計	6,375	6,316	59	59	923	-	-	
公共下水道事業特別会計	4,919	4,919	0	0	1,748	24,236	21,885	
簡易水道事業特別会計	464	464	0	0	173	2,599	1,541	
農業集落排水事業特別会計	29	19	10	10	-	293	-	
包ヶ浦観光事業特別会計	66	66	-	-	25	-	-	
油ヶ免土地区画整理事業特別会計	149	149	-	405	65	-	-	
水道事業会計	2,218	2,149	69	2,668	17	16	-	0 法適用
水族館事業会計	304	335	△ 30	462	-	-	-	法適用
国民宿舎事業会計	243	323	△ 79	634	-	-	-	法適用
公営企業会計等計	-	-	-	4,126	-	27,144	23,426	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入金込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金込額	備考
広島県市町職員退職手当組合	9,407	9,407	-	-	-	-	-	
宮島競艇施行組合	7,243	673	6,570	6,570	-	1,122	-	
広島県市町公務災害補償組合	87	72	15	15	-	-	-	
広島県後期高齢者医療広域連合	1,393	1,221	172	172	2	-	-	
一部事務組合等計	-	-	-	6,757	-	1,122	-	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る債務残高	当該団体からの 損失補填に係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
廿日市市文化スポーツ振興事業団	1	77	50	51	-	-	-	-	
廿日市市水産振興基金	△ 29	398	470	-	-	-	-	-	
廿日市市産業振興公社	-	5	6	-	-	-	-	-	
まみのき森林公園協会	7	27	5	-	-	-	-	-	
廿日市市土地開発公社	△ 59	281	5	-	-	1,908	-	714	
地方公社・第三セクター等計	-	-	536	51	-	1,908	-	714	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金	-	4,086	4,086
減債基金	-	1,896	1,896
その他充当可能基金	-	3,837	3,837
充当可能基金計	-	9,819	9,819

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.39	1.78	△ 0.6	△ 12.06	△ 20.00	水道事業会計	-	129.9	129.9
連結実質赤字比率	-	18.04	18.04	△ 17.06	△ 40.00	水族館事業会計	-	152.6	152.6
実質公債費比率	16.1	13.5	△ 2.6	25.0	35.0	国民宿舎事業会計	-	262.8	262.8
将来負担比率	-	132.9	132.9	350.0	-	公共下水道事業特別会計	-	0.0	0.0
財政力指数	0.73	0.74	0.01	-	-	簡易水道事業特別会計	-	0.3	0.3
経常収支比率	99.4	99.3	△ 0.1	-	-	農業集落排水事業特別会計	-	189.7	189.7
	-	-	-	-	-	包ヶ浦観光事業特別会計	-	0.0	0.0
	-	-	-	-	-	油ヶ免土地区画整理事業特別会計	-	982.5	982.5

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。